

日立市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日立市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年9月1日提出

日立市長 小川春樹

---

(提案説明)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料等の額を定めるため、本条例を制定するものであります。

日立市手数料条例の一部を改正する条例

日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表5 その他の表第10項中

「

10 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料		を
-----------------------	--	---

」

「

10 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料		に
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの認定		

」

改め、同項第1号中「（平成20年法律第87号）」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 長期優良住宅維持保全計画の場合		
ア 一戸建ての住宅の場合	1件	68,000
イ 一戸建ての住宅以外の住宅の場合		
（ア）総戸数が5戸以内のとき	1件	162,000
（イ）総戸数が5戸を超え10戸以内のとき	1件	259,000

(ウ) 総戸数が10戸を超え30戸以内のとき	1 件	513,000
(エ) 総戸数が30戸を超え50戸以内のとき	1 件	919,000
(オ) 総戸数が50戸を超え100戸以内のとき	1 件	1,580,000
(カ) 総戸数が100戸を超え200戸以内のとき	1 件	2,923,000
(キ) 総戸数が200戸を超え300戸以内のとき	1 件	4,177,000
(ク) 総戸数が300戸を超えるとき	1 件	5,117,000

別表5 その他の表第11項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 長期優良住宅維持保全計画を変更する場合	10 — (4)に規定する額に2分の1を乗じて得た額
-------------------------	----------------------------

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅維持保全計画の認定申請・変更認定申請手数料の額について、次のとおり定めることとした。

区 分	総戸数	手数料（円）	
		認定	変更認定
(1) 一戸建ての住宅の場合		68,000	左欄の認定申請手数料の2分の1
(2) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合	5戸以内	162,000	
	5戸超 10戸以内	259,000	
	10戸超 30戸以内	513,000	
	30戸超 50戸以内	919,000	
	50戸超 100戸以内	1,580,000	
	100戸超 200戸以内	2,923,000	
	200戸超 300戸以内	4,177,000	
300戸超	5,117,000		